

米国特許判決紹介

— 2021.5.14 CAFC判決 (WASTOW ENTERPRISES, LLC, v. TRUCKMOVERS.COM, INC.,) —



www.harakenzo.com/jpn/bio/

06-6351-4384 (代表)

iplaw-osk@harakenzo.com



1. 判決要旨

牽引システムに関する特許(U.S. Patent No. 8,613,583)の侵害訴訟についての米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判決。

CAFCは、本件明細書中において「the present invention(本発明)はuniversal folding boom trailer」であると繰り返し記載されていることに基づき、本件クレーム発明における構成「device」が、図面に記載される「universal folding boom trailer」に限定解釈されるとして、被告製品は非侵害であるとした連邦地裁の判断を肯定する判決をした(なお、本判決は、non-precedential)。

2. 事件の概要 WASTOW ENTERPRISES, LLC, v. TRUCKMOVERS.COM, INC., 事件 (Fed. Cir No 2020-2349, Decided: May 14, 2021)

< CAFC判決の要点 >

- 「the invention includes」や「the present invention is」等の明細書中の記載に基づいてクレーム発明の放棄(disavowal or disclaimer)が認定される(Luminara Worldwide, LLC v. Lionn Fleets, Co., 814 F.3d 1343, 1353 (Fed. Cir. 2016)).

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。